

アスベスト義務化対応の ポイント

～違反者は**6月以下の懲役**または**50万円以下の罰金**～
正しく理解し、適切に対応する必要があります。
今一度、チェックしましょう！



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会





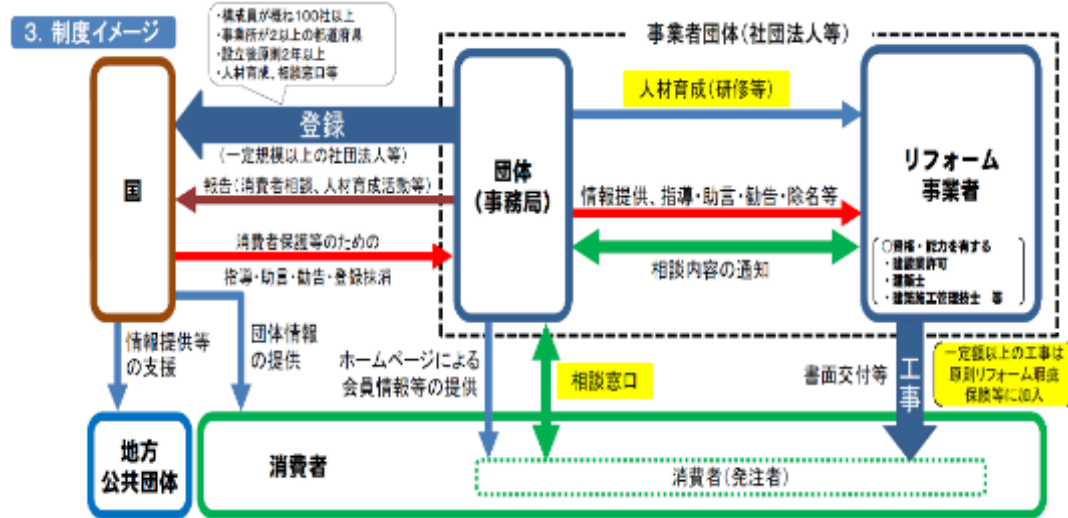
一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会



のご紹介

住宅リフォーム事業者登録団体制度

「安心R住宅」制度



既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。このため、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設した。
【平成29年11月6日告示公布、平成29年12月1日告示施行、平成30年4月1日標準使用開始】



制度内容

①基礎的な品質があり「安心」

- ◇新耐震基準等に適合
- ◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合 (インスペクションのイメージ)

(戸建住宅の場合)

②リフォーム工事が実施されていて「きれい」

- ◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている
- ◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある

(株式会社等) (住宅リフォーム事業者)

・既存住宅だけど、きれい
・これからリフォーム工事にかかる費用やリフォーム工事後のイメージがわかる 等

・広告等で写真を見て、実施済みのリフォーム工事の内容等を確認できる 等

③情報が開示されていて「わかりやすい」

- ◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される (情報開示イメージ)

(株式会社等) (住宅リフォーム事業者)

・今までに実施した点検や修繕の内容がわかる
・どんな築換・保証がつかかわかる 等

相談できる ◇事業者団体が相談窓口を設置している ・トラブルがあっても相談できる等

信頼できるリフォーム事業者の見える化

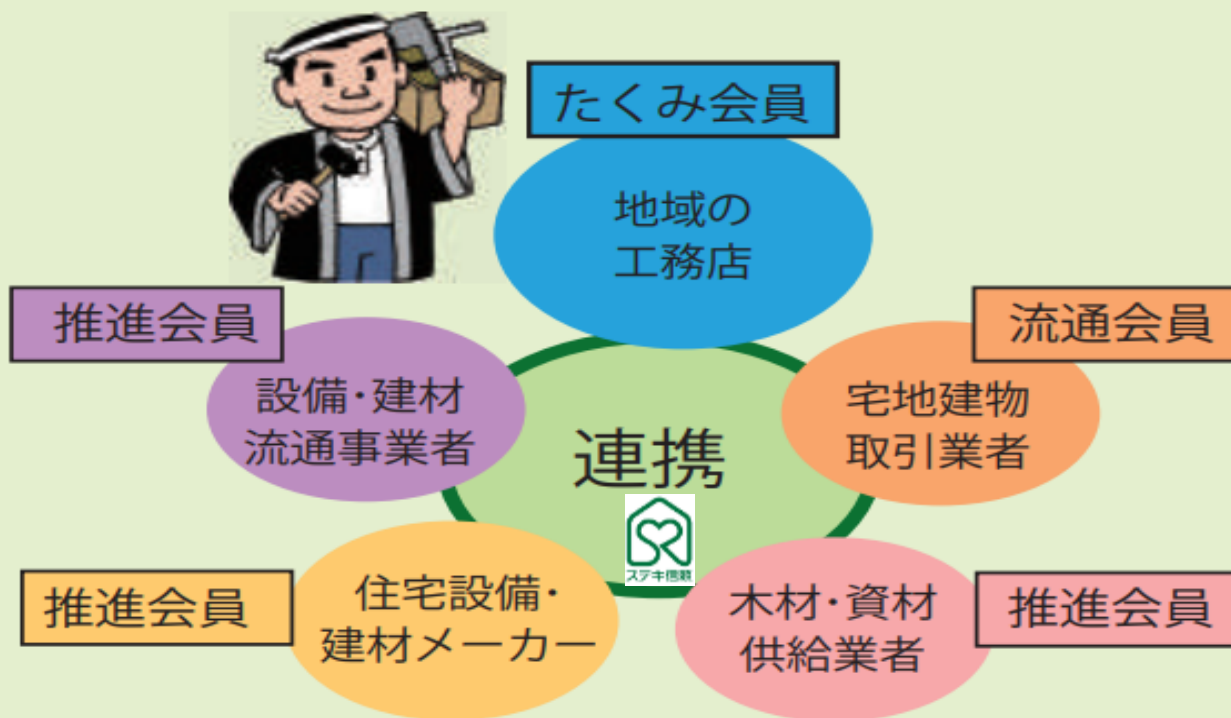
安心・安全な既存住宅の見える化

地域に密着

本協会の会員事業者は地域に根差した工務店等が中心で、建設業許可に加え、一定の専門技術者がいることが要件となっています。それぞれの地域で技術力を持った信頼のおける事業者が優良なリフォームを推進します。

住宅関連業界が一体

工務店等に加え、住宅関連のメーカーや資材設備流通事業者、さらには宅地建物取引業者などの住宅関連事業者が多く会員となっています。住宅関連事業者が一体となって相互に連携協力し、消費者のよりよい住生活実現を提案してまいります。



以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
 - ＜例外＞1)H18年9月1日以後
 - 2)木材・金属・ガラスのみ
 - 3)畳・電球等
- 事前調査の結果を発注者に説明
- 事前調査の結果、作業方法を現場に掲示
- 事前調査の結果を記録、保存
- 10月1日からは建築物石綿含有建材調査者の資格者しかできない
- 事前調査の結果を電子システムで報告している
 - ※請負代金100万円以上
 - または、解体床面積80㎡以上

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指導している
- 現場作業者が4.5時間の特別教育を受講済みか確認している
- 立入禁止措置等および各種掲示の措置
- 作業を記録し、保存している

3. 工事完了について

- 石綿作業主任者が工事完了の確認をしている
- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

リフォーム工事前に事前調査をしている

＜例外＞1)H18年9月1日以後

2)木材・金庫・ガラスのみ

事前

事前

事前

9月3

資格を取得

事前調査の結果を電子システムで報告している

※請負代金100万円以上

または、解体床面積80㎡以上

2. 作業について

石綿作業主任者の資格者がいる

石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指導している

済みか

1. 事前調査について

石綿作業主任者が工事完了の確認をしている

作業完了の報告をしている

作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査

リフォーム

<例外>

リフォーム工事前に事前調査をしている
<例外> 1) H18年9月1日以後
2) 木材・金属・ガラスのみ
3) 畳・電球等

場で指

済みか

ている

事前

事前

事前

9月3

資格を

事前

※請負代金100万円以上
または、解体床面積80㎡以上

作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。

できて
一つで

事前調査の結果を発注者に説明

1. 事前調

リフォー

<例外>

2)

3)

事前調

事前調

事前調

9月30日

資格を取

事前調

※請負

または、

別紙1 特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (m ²) 2 石綿を含有する保温材 (m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去・閉い込み・封じ込め・その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。
備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合は作成すること。
2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例) 年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名) 様
②元請業者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

④解体等工事の場所 (解体等工事の名称)	
④解体又は改造・補修等年月日	年 月 日 延床面積 m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 階数 階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑪調査の結果	<input type="checkbox"/> 特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無 <input type="checkbox"/> 破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑫設置場所	設置予定年月日 年 月 日 設置場所 別紙 のとおり
⑬大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
発注者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)
年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
元請業者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)
年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

リフォーム工事前に事前調査をしている

<例外> 1) 2019年9月1日以後

2

3

事前調

事前調

事前調

9月30日までに建築物石綿含有建材調査者の資格を取得

事前調査の結果を電子システムで報告している

※請負代金100万円以上

または、解体床面積80㎡以上

2. 作業について

石綿作業主任者の資格者がいる

石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

齊みか

事前調査の結果を記録、保存

3. 工事完了について

石綿作業主任者が工事完了の確認をしている

作業完了の報告をしている

作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

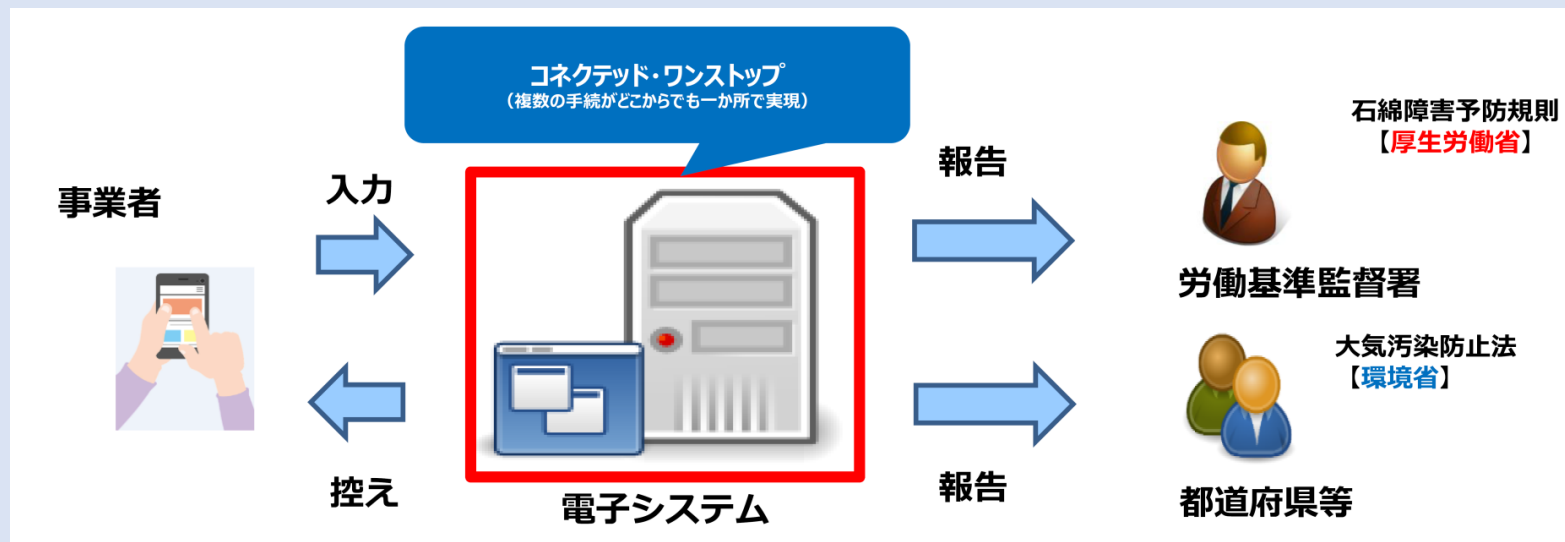
□10月1日からは建築物石綿含有建材調査者の 資格者しかできない

- ① **一般**建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
 - ② **特定**建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
 - ③ **一戸建て等**石綿含有建材調査者（一戸建て等調査※）
- ※一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ実施可能。

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。

□事前調査の結果を電子システムで報告している

※請負代金100万円以上
または 解体床面積80㎡以上









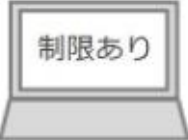


GBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システム

GBizIDを取得すると、一つのID・パスワードで、[こちらの全ての行政サービス](#)にログインできます。
アカウントは **最初に1つ** 取得するだけで、**有効期限、年度更新の必要はありません**。(令和3年8月現在)

GBizIDにはどんな種類があるの？

GBizIDには、プライム、メンバー、エントリーという3種類のアカウントがあります。

gBizIDプライム		会社代表者 または 個人事業主		書類審査 必要		使用可能な 行政サービス
gBizIDメンバー		gBizIDプライム 取得組織の 従業員		書類審査 不要		使用可能な 行政サービス
gBizIDエントリー		事業をしている 方なら だれでも可能		書類審査 不要		使用可能な 行政サービス

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- <例外> 1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

2. 作業について

- 9月30日までに建築物石綿含有建材調査者の資格を取得
- 事前調査の結果を電子システムで報告している
- ※請負代金100万円以上
- または、解体床面積80㎡以上

- 石綿作業主任者が工事完了の確認をしている
- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- ＜例外＞1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

石綿作業主任者の資格者がいる

- 9月30日までに建築物石綿含有建材調査書の資格を取得
- 事前調査の結果を電子システムで報告している
- ※請負代金100万円以上
- または、解体床面積80㎡以上

- 石綿作業主任者が工事完了の確認をしている
- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- ＜例外＞1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指導している

石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指導している

- 事前調査の結果を電子システムで報告している
- ※請負代金100万円以上
- または、解体床面積80㎡以上

- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- <例外> 1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

現場作業者が4.5時間の特別教育を受講済みか確認している

- 事前調査の結果を電子システムで報告している
- ※請負代金100万円以上
- または、解体床面積80㎡以上

- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

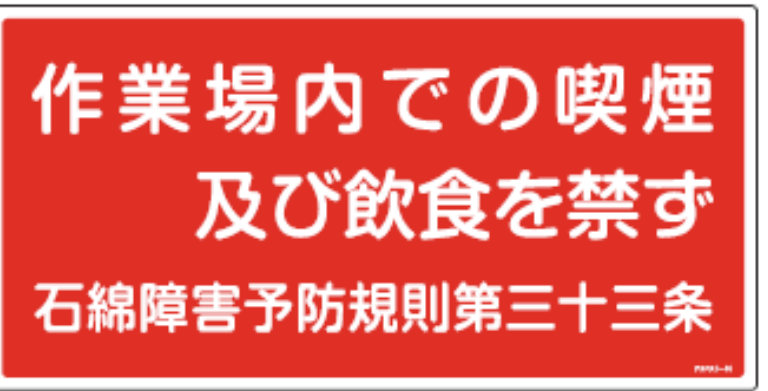
以下は義務の内容です
でき
一つ

立入禁止措置等および各種掲示の措置

- 1. 事前
- リフォ
- く例外
- 事前
- 事前
- 事前
- 9月30
- 資格を
- 事前
- ※請
- また



作業現場
出入口に
見やすく
掲示



石綿 作業主任者の職務

事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

1. 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作 業
主 任 者

場で指
済みか
ている

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- ＜例外＞1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

作業を記録し、保存している

- 9月30日までに建築物石綿含有建材調査者の資格を取得
- 事前調査の結果を電子システムで報告している
- ※請負代金100万円以上
- または、解体床面積80㎡以上

- 石綿作業主任者が工事完了の確認をしている
- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- <例外> 1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

事
 事
 事
3. 工事完了について

- 9月30日までに建築物石綿含有建材調査者の資格を取得
- 事前調査の結果を電子システムで報告している
※請負代金100万円以上
または、解体床面積80㎡以上

- 石綿作業主任者が工事完了の確認をしている
- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
＜例外＞1)H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

石綿作業主任者が工事完了の確認をしている

- 事前調査の結果を電子システムで報告している
※請負代金100万円以上
または、解体床面積80㎡以上

- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

以下は義務化の内容です。
できているかチェックしてみましょう。
一つでもできていないと**刑事罰の対象**になります。

1. 事前調査について

- リフォーム工事前に事前調査をしている
- ＜例外＞1) H18年9月1日以後

2. 作業について

- 石綿作業主任者の資格者がいる
- 石綿作業主任者が作業計画をたて、現場で指

- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

- 事前調査の結果を電子システムで報告している
- ※請負代金100万円以上
- または、解体床面積80㎡以上

- 作業完了の報告をしている
- 作業を記録し、保存している

レベル3建材に係る「8つの義務化」+「3つの必須資格」

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1~	令4/4/1~	令5/10/1~
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業者教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守 ©ステキ信託 (ANR)

石綿含有産業廃棄物の処理について

ポイント

1) **廃石綿(レベル1・2)ではない(瓦礫・陶器屑と同じ)**

但し...

2) **中間処理は禁止**

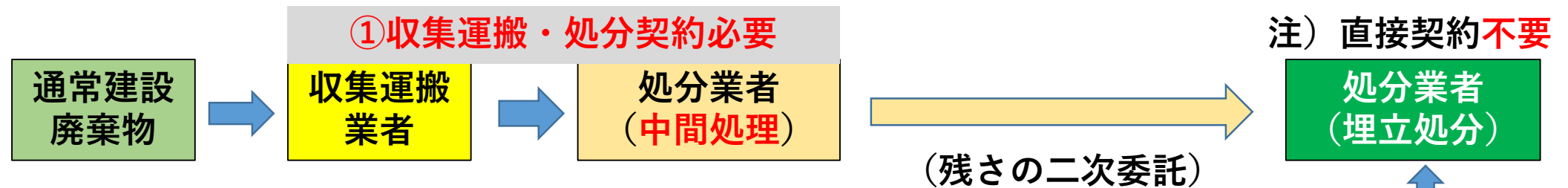
3) 一般産業廃棄物と**分別**し、**破碎せず、露出しない**
ようフレコン等に梱包して飛散防止処置をおこなう

4) 安定型、または**管理型埋立処分場と直接契約必要**

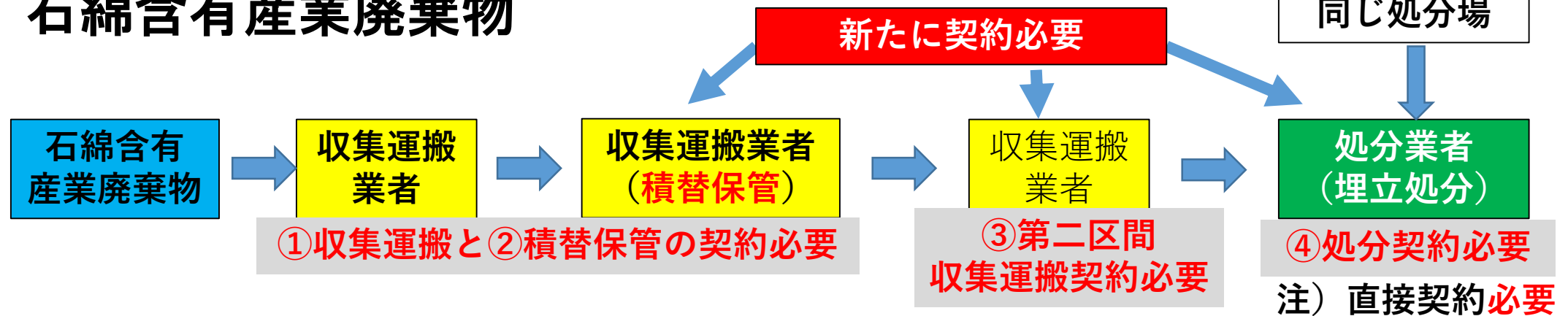
石綿含有産業廃棄物の処理ルートイメージ

～問題点：解体事業者・収集運搬中間処理業者も**知識不足**～

通常为建设廃棄物



石綿含有産業廃棄物



事前調査資格者養成が間に合わない 解体はお施主様任せ

どうする！

⇒石綿含有建材調査者に外部委託

⇒地域で探す

⇒全国区対応業者を探す

【ご参考1】ステキ信頼会員様特別価格で対応

【ご参考2】解体・除去マッチングサイト紹介

※別紙チラシ参照

【ご参考1】

石綿事前調査は義務になります

建築物の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿規制が強化されております。



石綿事前調査サービス 3つの特徴

一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会 会員様特別価格

石綿事前調査および報告書一式
通常価格 ~~80,000円~~ **60,000円** (税抜) ~

※延床面積50㎡以下の金額に限り。構造種別は問いません。

- 対象建物の用途は住宅を想定しております。その他の用途においては個別相談にてお見積りとなります。
- エリア・規模により遠方費または超過費用が発生する場合があります。
- ※石綿含有が疑われるが書面・現地調査にて正しく判断できない箇所については、原則みなしにて含有しているものとします。
- 検体採取・分析までご希望される場合は別途費用が発生します。
- ※日曜日・祝日に調査ご希望の場合は別途費用が発生します。

特徴 1 電子報告画面に準じた
わかりやすい報告書

総括表イメージ

調査対象	調査結果	調査方法	調査日時	調査者
〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇

所定の規模、または請負代金以上となる場合は事前調査結果の電子報告が必要です。

特徴 2 全国調査
対応可能



一部エリア対応不可、または遠方費用が発生する場合があります。

特徴 3 報告書納品1週間
スピード報告



設計図書等による書面調査・現地における「みなし含有調査」になります。

在住ビジネス株式会社

〒108-0014
東京都港区芝5-29-19 PMO田町IV3階

お問い合わせはこちらまで

03-5439-5253

sk@zaijubiz.jp 受付時間 9:00~17:00 (定休日/土日祝)

「まずは」
ご利用の前に事前登録を
お願いします。
登録書は裏面へ

サービス紹介



空き家の除却をサポートするサービスを提供しています。



解体工事会社のマッチング

- 1,500社から最適な工事会社を選出
- 2分で見積依頼
- 無料で保証や電話相談
- マイページ上で電子契約も

解体費用シミュレーター

- 15万件の見積データを元にした機械学習
- 1分で解体費用相場が分かる



利用者累計10万人突破!! 多くのお客様にご満足いただいています。



3社の紹介を受けて、全ての工事会社さんの感じが良かったです。その中でも希望の金額を叶えてくれる工事会社さんとお金を出して満足しています。



任せた会社は対応も良く、近所挨拶も自分達が考えていたよりも広範囲を丁寧に回ってくれたので、苦情が出ることはなく、本当にありがたく感じています。



アスベストがあり厳しい工事条件でしたが、他社に提示された見積もり金額より100万円も安くなりました。見積りの内訳もしっかり丁寧に説明していただき安心できました。

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせは

メール：info@anr.or.jp

電話：045-501-5544

FAX :045-504-1865

補足

詳細説明動画・説明資料を本協会ホームページの会員専用ページに掲載しております。併せてご利用ください。

HP <https://www.anr.or.jp/>



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会

